

東京大学研究代表者等人件費制度実施要領における活用方針

令和3年3月19日

総長 裁定

東京大学研究代表者等人件費制度実施要領（令和3年3月19日総長裁定）（以下「実施要領」という。）第7条に基づく人件費相当財源の活用方針は、次のとおりとする。

- 1 本学は、競争的研究費の直接経費から研究代表者等の人件費支出により確保した財源を活用することにより、世界の学術を牽引する総合研究大学として、人文学・社会科学・自然科学のあらゆる学問分野において卓越性と多様性を追求するとともに、世界に先駆けて新たな知を生み出し得る世界最高水準の研究を実施するための研究環境の整備を推進し、研究力強化を図ることを目標とする。
- 2 1に掲げる目標を達成するため、人件費相当財源は、研究「人材」の戦略的強化、多様かつ継続的な挑戦を支援する研究「資金」の配分及び魅力ある研究「環境」の整備に充てることとし、次の施策を講じる。
 - (1) 研究代表者等への研究力強化策として、実施要領第7条第1項第1号に規定するインセンティブを付与する。このうち、同条第3項に規定する研究代表者等特別手当の年間上限額は、480万円とする。
 - (2) 本部が講じる研究力強化に係る施策として、若手研究者の雇用安定化策に充てる。
 - (3) 部局が講じる研究力強化に係る施策として、当該部局の特性を踏まえた研究力強化策を、別途、各部局にて策定するものとする。
- 3 本学における人件費相当財源の活用にあたっては、以下の事項に留意するものとする。
 - (1) 直接経費の用途は、研究費を獲得した研究者が、研究を着実に遂行するために判断するものであることから、東京大学研究代表者等人件費制度の活用を強制するものではない。
 - (2) 1に掲げる目標の達成に向け、人事給与マネジメントの改善等と併せて取り組む。
 - (3) 本活用方針は、本学研究者の意向等も踏まえ、必要に応じて見直しを行う。